

平成21年(健)第71号

平成22年2月26日裁決

## 主文

- 1 後記第2の2記載の原処分のうち、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間について傷病手当金を支給しないとした部分を取り消す。
- 2 その余の本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消すことを求めることである。

### 第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、健康保険法(以下「法」という。)上の健康保険組合である○○健康保険組合(以下「保険者組合」という。)の組合員である被保険者であった者であるが、その被保険者期間中の平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)、性同一性障害(以下「当該疾病」という。)の療養のため、労務に服することができなかつたとして、同年○月○日(受付)、保険者組合に対し、法による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を申請した。
- 2 保険者組合は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、本件請求期間について、「傷病手当金は、「療養の給付をなさないこととした疾病等について被保険者が自費で手術を施し、そのため労務不能となった場合には、これに対し支給すべきではない」とこととされています。(昭和4年6月29日保理第1074号)そのため、今回請求のあった平成○年○月○日から平成○年○月○日については、療養の給付の対象とならない疾病による労務不能のため、傷病手当金は支給されません。」との理由で、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」とい

う。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、平成○年○月○日(受付)、○○社会保険事務局社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対して審査請求をしたが、同日から60日以内に決定がないため、審査官が審査請求を棄却したものとみなして、同年○月○日(受付)、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、審査請求書及び再審査請求書の当該部分をそのまま掲記すると、次のとおりである。

(審査請求書)

「略」

(再審査請求書)

「略」

- 4 なお、保険者組合が原処分に付記した理由は、上記2に記載したとおりであり、本件請求期間のすべてについて、「療養の給付の対象とならない疾病による労務不能のため、傷病手当金は支給されません」というものであったが、保険者組合は、請求人が出席した本件審理期日(平成○年○月○日)において、再審査請求に対し、本裁決書添付別紙の「保険者意見陳述書」記載のとおり意見を述べている。それは、上記の理由とは必ずしも同じではなく、単にそれを補足・敷衍しただけのものとするのは相当とはいえないから、保険者組合は、上記の理由を「保険者意見陳述書」のように変更し、その旨を本件審理期日に出席していた請求人に告知したことになるというべきである。

変更後の不支給の理由(以下、単に「不支給理由」という。)は、これを要約すると、次のとおりである(以下、個別に挙げる場合は、「不支給理由(1)」、「不支給理由(2)の①」などという。)

- (1) 平成○年○月○日から同月○日までの期間(以下「A期間」という。)については、当該疾病による療養のための労務不能であるとは認めることができない。
- (2) 平成○年○月○日から同年○月○

日までの期間（以下「B期間」という。）については、請求人が、日本を出国して〇〇国へわたり、〇月〇日に「性別適合手術」（以下、当該疾病についての手術療法としての性別適合手術を「当該手術」といい、請求人が受けたこの手術を「本件手術」という。）を受けたことによる術後のリハビリを含めての労務不能の期間に係るものと認められるけれども、次の理由により、傷病手当金を支給することはできない。

① 当該手術の健康保険の適用については、政府見解において、「精神療法やホルモン療法など、ほかの療法による治療が十分に行われたにもかかわらず、治療効果に限界があるといった場合に実施されるものと認識」するとされており（以下、これを「政府見解」という。）、本件手術をこの見解に照らしてみると、それは、「ほかの療法による治療が十分に行われたにもかかわらず、治療効果に限界があるといった場合」に該当しているとは認められないから、健康保険は適用されず、療養の給付の対象とはならないものと考えられる。

② また、本件手術は、それを受ける目的で〇〇国へわたって施行されたものであることが明らかであるところ、このような治療目的で海外へ出かけて診療・手術を受けた場合の療養費については健康保険は適用されず、療養の給付の対象とはならないものと解されている。

③ そして、このような療養の給付の対象とはならない手術等のために労務不能となった場合の傷病手当金の支給については、「昭和4年6月29日保理第1704号社会局保険部長回答」（以下「昭和4年通知」という。）の「保険事故タル疾病ノ範囲ニ属セサル疾病ノ手術ヲ為シタル為労務ニ服シ能ハサリシ者ニ対ス

ル傷病手当金ニ関スル件」において、傷病手当金は支給しないこととされている。

④ したがって、本件手術に係る労務不能について傷病手当金を支給することはできない。

### 第3 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項に「被保険者…が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する。」と規定されている。
- 2 本件は、この規定に基づく請求人の傷病手当金の支給申請について、保険者組合がこれを不支給とする原処分を行ったことに対する再審査請求であり、同組合は、第2の4記載の不支給理由を主張して原処分を維持しているものと解されるから、本件の問題点は、上記の規定に照らし、この不支給理由を是認して、原処分を適法・妥当なものとすることができるかどうかである。

### 第4 審査資料

「(略)」

### 第5 当審査会の判断

- 1 「略」
- 2 本件の問題点である保険者組合の主張する不支給理由を是認することができるかどうかを検討すると、次のとおりである。
  - (1) 平成〇年〇月〇日から同月〇日までのA期間について  
請求人は、当時a社に勤めていたところ、A期間の勤務時間はゼロであり、同期間、同社を欠勤していたことは明らかであるが、それは、請求人の医療機関への受診状況等にかんがみると、当該疾病の治療のための医療機関への受診や、医師の指示による療養の必要のために余儀なくされたものというよりは、主として、同月〇日に控えた〇〇国への渡航と、同国で受けることを

予定した当該手術のための準備の必要によるものであったとかがわかる。したがって、A期間については、請求人が当該疾病の療養のためにa社における労務に服することができなかったことは認めることはできないというべきである。不支給理由(1)は相当であり、これを是認することができる。

(2) 平成○年○月○日から同年○月○日までのB期間について

ア 請求人が、B期間、本件手術による療養のため労務に服することができなかったことについては、保険者組合も認めているところであり、1で認定した事実経過に照らしても、これを是認するのが相当である。

イ 問題は、不支給理由(2)の①及び②の当否であるが、当審査会は、いずれも相当ではないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

(ア) 不支給理由(2)の①について

i これは、本件手術は、当該手術の健康保険の適用に関する政府見解に照らすと、いまだ、「ほかの療法による治療が十分に行われたにもかかわらず、治療効果に限界があるといった場合」に該当しているとはいえないから、療養の給付の対象とはならず、昭和4年通知は、療養の給付の対象とはならない手術等のために労務不能となった場合については傷病手当金は支給しないとしているから、本件手術に係る労務不能については傷病手当金を支給することはできない、とするものであり、本件手術をもって療養の給付の対象と認めることができないことをその前提とするものである。

ii 政府見解については、それ自体としては領けるところである。また、「ほかの療養による治療が十分にも行われたにもかかわらず、治療効果に限界があ

るといった場合」に当たるとして、「治療上やむを得ない」ものといえるかどうかも、当該疾病に係る性同一性障害者の個別的・具体的条件いかんによって必ずしも同じではないであろうが、請求人の場合についていえば、請求人は、生物学的には男子として出生したが、心理的には女子であるとの持続的な確信を持ち、自己を身体的及び社会的に女子に適合させようとする意思を有し、それを現実化するために、精神療法及びホルモン療法を経て、精神療法に係る医師のアドバイスも受けた上、本件手術を受けるに至ったものであるところ、自己を社会的に女子に適合させるためには、例えば、普段の生活においてはもとより、プール、海水浴場、温泉場等の公衆浴場などにおいても、周囲から女子と認識されて、違和感なく受け入れられるようになるだけでなく、特に、特例法が公布・施行されている状況下においては、同法による性別の取扱いの変更の審判を受け、民法その他の法令の規定の適用上も女子と扱われるのでなければ、十分とはいえないであろうことが明らかである。しかるところ、特例法は、第3条第1項で、「家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。」と規定し、第4号に「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」、第5号に「その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」を挙げており、

請求人が、この第4号及び第5号の挙げる要件を満たして、性別の取扱いの変更の審判を受けるためには、当該疾病に対する精神療法及びホルモン療法を受けるだけでは足りず、当該手術を施行されなければならなかったことは明らかである。そして、同条第2項は、「前項の請求をするには、同項の性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない。」と規定しているところ、請求人は、資料2の診断書を同項所定の性別変更診断書として提出して、性別の取扱いの変更の審判を申し立て、〇〇家裁は、これを認容する性別変更審判を行っているのである。

- iii 以上を総合勘案するならば、請求人の場合、精神療法及びホルモン療法が、当該疾病に対する治療として十分に行われたことになるか否かについては、いろいろな評価があり得ないではないかもしれないが、これらの療法による治療をさらに受けたところで請求人の望む状態が現出されることはないものであり、また、診断書が性別変更診断書としての適格を有するものとされ、精神療法及びホルモン療法に係る治療経過等も是とされた上で、性別変更審判がなされていることに照らすならば、本件手術は、「ほかの療法による治療が十分にも行われたにもかかわらず、治療効果に限界があるといった場合」に当たり、「治療上やむを得ない」ものであったと認めるのが相当である。したがって、本件手術は、それ自

体としては、健康保険の適用のある療養の給付の対象となるものというべきである。

- iv 不支給理由(2)の①は、本件手術が療養の給付の対象とならないことを前提とする点において、理由がない。なお、不支給理由(2)の③で援用されている昭和4年通知は、例えば、美容整形手術など、療養の給付の対象とならない手術のため労務不能となった場合における傷病手当金の支給に関するものと解するのが相当であるから、もとより、それは上記の認定・判断を妨げるものではない。
- (イ) 不支給理由(2)の②について
  - i 治療を目的として海外に出かけて診療・手術を受けた場合、その診療・手術については、それ自体が療養の給付の対象となり得るものであっても、健康保険は適用されず、療養の給付の対象とはならないものと解されている。これは、法の原則的・一般的解釈・運用としては、例えば、療養の給付の対象とされており、我が国でも容易に受けられる手術を殊更に海外に出かけて受けたような場合を考えると、もっともなことで思料されるころである。
  - ii しかしながら、本件における請求人の場合、当該手術を受けなければ、特例法による審判によって性別の取扱いの変更を図ることが不可能であり、しかも、我が国には当該手術の施行を標榜している医療機関が全国的に見ても数箇所といった程度で極めて少なく、その生活状態等に照らすと、請求人が我が国の医療機関を受診して、一定期間にわたって事前に必要とされる治療等を受けた上、当該手術を受

けることは極めて困難で、それでもなお我が国の医療機関で手術を受けるべきであったというのは、事実上、当該手術を受けることを諦めることを余儀なくさせるものであったというべき事情が存したものと認めるのが相当であり、このような場合についても、本件手術は、それを目的として〇〇国へ出かけて受けたものであるから療養の給付の対象とはならないとの一事のみをもって、それによる療養のための労務不能についても傷病手当金を支給することができないと解するのは、法の解釈・運用として、些か形式的・硬直的にすぎ、相当ではないというべきである。本件手術に係る費用について、それをいわゆる海外療養費として扱い、法による療養の給付として支給することができるかどうかはさておき、少なくとも、傷病手当金の関係では、本件手術による療養のため労務に服することができなかったと認められるB期間について、これを支給すべきものと解するのが相当である。不支給理由(2)の②は理由がない。

(り) したがって、不支給理由(2)の①及び②は、これを是認することができない。

(3) 以上のとおりであるから、原処分は、A期間に係る部分は相当であるが、B期間に係る部分は相当でない。

3 よって、原処分は、A期間に係る部分は相当であるが、B期間に係る部分は相当ではないからこれを取り消し、本件再審査請求のうちA期間に係る部分は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。